

鈴鹿市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

鈴鹿市上下水道事業管理者 森 健 成

鈴鹿市上下水道局管理規程第 3 号

鈴鹿市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程

鈴鹿市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する規程（平成 2 4 年鈴鹿市上下水道局管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（布設工事監督者の資格） 第 2 条 条例第 3 条第 8 号の規定により同条第 1 号から第 7 号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。 （1） 条例第 3 条第 1 号又は第 2 号に規定する学校においてそれぞれ当該各号に規定する課程又は課程を修得して卒業した者（以下この号において「卒業者」という。）であって、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学院の研究科において 1 年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工	（布設工事監督者の資格） 第 2 条 条例第 3 条第 6 号の規定により同条第 1 号から第 5 号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。 （1） 条例第 3 条第 1 号又は第 2 号に規定する学校においてそれぞれ当該各号に規定する課程又は<u>学科目</u>を修得して卒業した者（以下この号において「卒業者」という。）であって、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学院の研究科において 1 年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道

学に関する専攻を修了した後、同条第1号の規定による卒業者については2年以上、同条第2号の規定による卒業者については3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（同項第1号の卒業者については一年以上、同項第2号の卒業者については1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

（2） 外国の学校において、条例第3条第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

（3） 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択した者に限る。）であって、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有

工学に関する専攻を修了した後、同条第1号の規定による卒業者については1年以上、同条第2号の規定による卒業者については2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（2） 外国の学校において、条例第3条第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（3） 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

する者に限る。)

(4) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(水道技術管理者の資格)

第3条 条例第4条第4号の規定により同条第1号から第3号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。

(1) 条例第3条第1号、第3号及び第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については7年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 外国の学校において、次の表の左欄に掲げる課程に相当する課程を、それぞ

(水道技術管理者の資格)

第3条 条例第4条第4号の規定により同条第2号及び第3号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。

(1) 条例第3条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については7年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 外国の学校において、次の表の左欄に掲げる学科目に相当する学科目を、そ

れ同表の中欄に掲げる学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ同表の右欄に掲げる年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する課程又はこれらに相当する課程	条例第3条第1号に規定する学校	4年
	条例第3条第3号に規定する学校	6年
	条例第3条第5号に規定する学校	8年
工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程	条例第3条第1号に規定する学校	5年
	条例第3条第3号に規定する学校	7年
	条例第3条第5号に規定する学校	9年

(3) 略

(4) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務

れぞれ同表の中欄に掲げる学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ同表の右欄に掲げる年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する <u>学科目</u> 又はこれらに相当する <u>学科目</u>	条例第3条第1号に規定する学校	4年
	条例第3条第3号に規定する学校	6年
	条例第3条第4号に規定する学校	8年
工学、理学、農学、医学及び薬学に関する <u>学科目</u> 並びにこれらに相当する <u>学科目</u> 以外の <u>学科目</u>	条例第3条第1号に規定する学校	5年
	条例第3条第3号に規定する学校	7年
	条例第3条第4号に規定する学校	9年

(3) 略

<u>に従事した経験を有する者</u> (5) <u>建設業法施行令第37条第1項及び第</u> <u>2項の規定による土木施工管理に係る1</u> <u>級の技術検定に合格した者であって、3</u> <u>年以上水道に関する技術上の実務に従事</u> <u>した経験を有する者</u>	
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。